

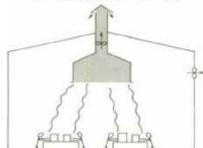
# 溶接ヒュームの濃度測定はお済みですか？

屋内作業場における金属アーク溶接等作業の健康障害防止措置の施行が始まっています。次の項目のうち貴社で未実施の項目がございましたら、急ぎご検討をお願い致します。

## 全体換気の実施⇒ 令和3年4月1日～

溶接ヒュームを減少させるため、**全体換気装置**による換気の実施またはこれと同等以上の措置を講じる必要があります。

【全体換気装置の例】



【局所排気装置の例】



## 特殊健康診断の実施義務⇒ 令和3年4月1日～

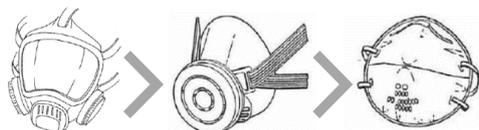
金属アーク溶接等作業に**常時従事する労働者**に対し、雇入又は当該業務への配置替えの際およびその後**6月以内ごとに1回**、定期的に規定の事項について健康診断を実施する必要があります。（1次検診）  
※一般健康診断とは異なり、**特殊健康診断**が可能な医療機関は三重県内に5施設しかありませんので、事前のご確認をお願い致します。

## 溶接ヒュームの濃度測定⇒ 令和4年3月31日まで

現在継続して金属アーク溶接等作業を行っている場合は、**令和4年3月31日まで**に溶接ヒューム濃度の測定を行う必要があります。未測定の場合は、お早めに当社へご相談ください。



## 溶接ヒューム濃度結果に基づく呼吸用保護具の使用⇒ 令和4年4月1日～



溶接ヒュームの濃度測定の結果から適切な**呼吸用保護具（マスク）**を選定する必要があります。まずは溶接ヒューム濃度測定のご計画をお願い致します。

## 特定化学物質作業主任者の選任義務⇒ 令和4年4月1日～

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した方から**作業主任者を選任**する必要があります。講習修了者がいらっしゃらない場合は、まずは講習のお申し込みをお願い致します。  
※(一社)三重労働基準協会連合会・(公社)愛知労働基準協会ほか、他県でも受講可能。

## フィットテストの実施⇒ 令和5年4月1日～

**1年以内ごとに1回**、呼吸用保護具のフィットテストを行い、記録することが必要です。

### マスクフィットテスト実施者養成研修の受講（推奨）

フィットテストを実施される方（衛生管理者、特定化学物質作業主任者、保護具着用管理責任者、産業医、保健師など）に向けて、フィットテスト講習が実施されています。ネットによる受講も可能ですので、正しいフィットテストの実施方法を確認されてはいかがでしょうか。

※中央労働災害防止協会にて実施